

令和5年度エネルギー需給構造高度化対策調査等事業

(国際エネルギースタープログラム実施事業)

報告書

令和6年3月

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

株式会社ピーツーカンパニー

目次

第1章 事業概要	
1.1 事業目的	1
1.2 事業内容	1
第2章 国際エネルギースタープログラムの運用に関する業務	2
第3章 我が国における国際エネルギースタープログラムに係る調査分析...	6
第4章 国際エネルギースタープログラムデータ構築サイトの引継書の作成..	7
第5章 情報セキュリティに関する事項.....	8

第1章 事業概要

1.1 事業目的

我が国では、エネルギー消費機器等の省エネ施策として、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(以下、「省エネ法」という。)に基づくエネルギー消費機器等製造事業者等に対する規制であるトップランナー制度を運用するとともに、小売事業者に対し、一般の消費者が行うエネルギー使用の合理化に資する情報を省エネルギーラベル等により提供するように努める小売事業者表示制度を運用し、消費者に対して、これらの制度・施策を情報提供しているところである。

さらに、オフィス機器の国際的な省エネルギーラベル制度である国際エネルギースタープログラム(以下、「エネスタ」という。)を運用し、エネルギー使用の合理化に資する情報を提供している。日本のエネスタでは、現在、コンピュータ、ディスプレイ、画像機器、コンピュータサーバの4機器を対象として実施している。

本事業では、エネスタを適切に運用するため、製造事業者等から提出されるエネスタ登録に係る届出書の確認及び登録手続き、届出書に基づく製品情報データベースの整理・管理を行うとともに、エネスタの登録に係る文書や登録製品情報データベース、米国の環境保護庁(以下、「EPA」という。)によるエネスタ情報等を公開したウェブサイト(以下、「エネスタサイト」という。)の運用(外部サーバーを使用、セキュリティ管理を含む。)及び改修を行った。また、エネスタに関する最新情報の収集及び調査分析、エネスタ等の省エネルギー機器の普及に関する海外動向に係る調査分析を行った。

1.2 事業内容

- 1 国際エネルギースタープログラムの運用に関する業務
 - (1) エネスタ登録に関する業務
 - (2) エネスタ登録事業者リストの整理に関する業務
 - (3) エネスタ及びデータベースに関する問い合わせ対応に関する業務
 - (4) エネスタサイト運用・改修に関する業務
- 2 我が国における国際エネルギースタープログラムに係る調査分析
- 3 国際エネルギースタープログラムデータ構築サイトの引継書の作成

第2章 国際エネルギースタープログラムに関する業務

本業務は、我が国の国際エネルギースタープログラムの事務局として、事業者が提出する申請書・届出書に基づく登録手続き及び管理業務のほか、登録製品情報や我が国の国際エネルギースタープログラム制度要綱・運用細則、米国EPA（環境保護庁）からの国際エネルギースタープログラムに関する情報を掲載したウェブサイトの運用を行った。

なお、本報告書内の（１）内の新規登録製品数、（３）内の問い合わせ件数、（４）内のアクセス件数は令和6年3月28日に集計したものである。

（１） エネスタ登録に関する業務

エネスタ登録事業者からの申請書・届出書の内容について記入漏れや記入ミス等の確認をした後、製品情報のデータベース登録、修正及び削除を行った。新規登録製品数については以下のとおり。

・ データベースへの新規登録製品総数	1071件
（内訳）	
－ コンピュータ	597件
－ ディスプレイ	269件
－ 画像機器	137件
－ コンピュータサーバ	68件

また、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課（以下、「省エネルギー課」という。）より転送された申請書・届出書について保管を行ったほか、適合性の確認状況については内容を帳簿に整理し、省エネルギー課に毎月報告した。製品登録のプロセスは＜図表1＞のとおり。



＜図表1 製品登録プロセス＞

(2) エネスタ登録事業者リストの整理に関する業務

エネスタ登録事業者から提出された「国際エネルギースタートプログラム変更届出書」を確認し、エネスタ登録事業者リスト及びエネスタサイトの更新を行った。

また、エネスタ登録事業者に対して連絡先等の情報の変更の有無についての確認を半年に1回行い、変更のあった事業者には「国際エネルギースタートプログラム変更届出書」の提出を依頼した。具体的にはエネスタ登録事業者に対して、以下の黒枠内の文面を電子メールに含めて送信したほか、文書を郵送して確認した。

本事業では適切な運用のために、事業者様の登録内容に変更があった場合は、「国際エネルギースタートプログラム制度要綱 11.」に規定されるとおり、届出書を経済産業大臣あてに提出する必要があります。つきましては、ご登録いただいているご連絡先等に変更がある場合は、変更届出書を経済産業省あてご郵送くださいますようお願い申し上げます。

(3) エネスタ及びデータベースに関する問い合わせ対応に関する業務

今年度の問い合わせ総件数は50件だった。代表的な質問例、回答例を<図表2>に示す。本年度はエネスタサイトのFAQページに追加する事項はなかった。

	質問例	回答例
1	事業者・製品届出 (国際エネルギースタートプログラムへの参加を検討しています。どのような手続きが必要ですか。また、申請から認可まではどのぐらいかかりますか。)	「国際エネルギースタートプログラム制度要綱」(以下、制度要綱)をご確認いただき、制度要綱の様式第1「事業者登録申請書」に必要事項を記入の上、経済産業省に提出(郵送)してください。申請から1ヶ月程度で、経済産業省から事業者登録完了の通知が到着いたします。
2	変更方法・誤登録 (事業者登録申請の際に、「3. 連絡先」として記載した担当者が変更になりました。担当者変更の連絡は必要でしょうか。その場合、どのような手続きになりますか。)	「国際エネルギースタートプログラム制度要綱」(以下、制度要綱)の様式第1「事業者登録申請書」で届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに制度要綱の様式第3「国際エネルギースタートプログラム変更届出書」にて、経済産業省に変更内容を報告してください。
3	認定試験 弊社には測定機器等がありません。認定試験所を紹介していただけないか。	試験所認定機関である NITE 適合性認定センターや日本適合性認定協会に、認証機関を紹介いただけるようお願いさせていただきます。

4	当方で作成のテキスト、冊子にて国際エネルギースタートプログラムのロゴを使用したい。	使用の条件としましては、出典の明示をお願いいたします。また、フォーマットはお任せいたしますが使用申請書を書面にて作成しご提出ください。
5	製品届出書の印刷ができない	正しい印刷手順を案内した。

＜図表 2 代表的な質問例、回答例＞

(4) エネスタサイト運用・改修に関する業務

「国際エネルギースタートプログラム制度要綱」及び「国際エネルギースタートプログラム制度運用細則」における登録手続きに係る文書や登録製品情報データベース、EPA によるエネスタ情報等を公開したエネスタサイトの運用を行った。また、エネスタ登録事業者からの申請書・届出書の登録や変更をエネスタサイトに反映した。

本年度中のエネスタサイト全体へのアクセス件数（PV 数）は＜図表 3＞に示す。

一年を通して極端にアクセスが偏ることもなく安定したアクセスがあったことから、利用者は電子申請や制度の確認などで日常的にエネスタサイトを利用していると読み取れる。

月別アクセス件数		
2023年	4月	4,825
	5月	4,999
	6月	6,261
	7月	5,395
	8月	4,693
	9月	5,178
	10月	5,167
	11月	4,294
	12月	4,681
2024年	1月	4,694
	2月	4,640
	3月	3,803
合計		58,630

＜図表 3 国際エネルギースタートプログラムウェブサイトのアクセス件数＞

省エネルギー課及び関係機関と調整を行い、EPA から配布された基準書等の資料に基づき、「国際エネルギースタープログラム制度要綱」及び「国際エネルギースタープログラム制度運用細則」の改正案の作成や、エネスタサイトの改修を行える体制を整えた上で今後のスケジュールについて省エネルギー課と調整を行った。

第3章 我が国における国際エネルギースタープログラムに係る調査分析

我が国の参画対象である OA 機器 4 製品区分及び、対象外 9 製品区分の情報収集を行った。対象外 9 製品区分の内、外部電源装置、内部電源装置、電話製品、データセンター用ストレージ、小型ネットワーク機器、大型ネットワーク機器は OA 機器であることから動向調査のため情報収集を行い、テレビ及びセットトップボックスは、過去に OA 機器に含まれていたことから引き続き動向調査のため情報収集を続けた。電気自動車給電装置は去年度に引き続き、省エネルギー課からの依頼で情報収集を行った。

それぞれの機器における最新バージョンを図表 4 に示す。そのうち、コンピュータ、ディスプレイ、画像機器、コンピュータサーバの 4 製品に係る基準書、EPA が国際ナショナル向けに発信したプロモーション情報(ブランドブック、オーバービュー等)、EPA がサイトで公開している一般情報(第三者認証に関連する文書等)、EPA 発信メールを翻訳作業の対象とした。

情報及び和訳は国際エネルギースタープログラムウェブサイトに掲載した。機種毎の今後の予定は<図表 5>に示す。

情報収集・翻訳作業の対象機器

※最新バージョンは開発中も含みます。

グループ	機器	最新バージョン※
OA機器 4製品区分	コンピュータ	バージョン9.0
	ディスプレイ	バージョン8.0
	画像機器	バージョン3.2
	コンピュータサーバ	バージョン4.0
対象外 9製品区分	電気自動車給電装置	バージョン1.0
	外部電源装置	バージョン2.0
	内部電源装置	バージョン6.6
	電話製品	バージョン3.0
	データセンター用ストレージ	バージョン2.1
	小型ネットワーク機器	バージョン1.0
	セットトップボックス	バージョン5.1
	テレビ	バージョン9.0
	大型ネットワーク機器	バージョン1.0

<図表 4 情報収集・翻訳作業の対象機器>

機種毎の今後の予定

対象製品	現行対応するEPA基準	EPA基準	日本での現在の状況	日本での対応見込み
コンピュータ	コンピュータ8.0	コンピュータ8.0	完全実装中	9.0第一草案
ディスプレイ	ディスプレイ8.0	ディスプレイ8.0	完全実装中	—
画像機器	画像機器3.0	画像機器3.2	3.0から3.2へ改修予定	—
コンピュータサーバ	コンピュータサーバ3.0	コンピュータサーバ3.0	3.0から4.0へ改修予定	4.0確定

<図表 5 機種毎の今後の予定>

第4章 国際エネルギースタープログラムデータ構築サイトの引継書の作成

次年度以降においても継続的にエネスタサイトを運用することが可能となるよう、エネスタサイト及びシステムの構築に係る内容を含んだ引継書を作成した。

また、本サイトの利用事業者に対する登録や利用のためのマニュアルを整備した。

第5章 情報セキュリティに関する事項

本事業は仕様書に規定された情報セキュリティに関する事項に準拠した。

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下2)~18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等(以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。)について、経済産業省(以下「当省」という。)の担当職員(以下「担当職員」という。)に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

✓ 省エネルギー課が提出を求める情報、書類等を提出した。

- 2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

- ✓ 脆弱性対策として、本事業に使用するソフトウェア、電子計算機はすべてウィルスチェックのうえ、作業担当者に貸与し、ウィルス対策ソフトウェアの自動チェックを常に有効にした。
- ✓ 不正プログラム対策としては、各ソフトウェアベンダが提供する更新プログラム及び修正パッチを適用した。
- ✓ サービス不能攻撃対策としては、本事業に使用するサーバーコンピューターにクライアントコンピューターからの接続時間に制限を設けて対策した。
- ✓ 標的型攻撃対策としては、本事業の従事者に対して電子メールの開封及び添付ファイルに注意するよう指導したほか、身元がはっきりしない者からの問い合わせに注意するよう指導した。
- ✓ アクセス制御対策としては、責任者によるデータへのアクセス権の管理のほか、サーバへのアクセスには社内LANからのみ接続を許可するよう接続元IPアドレスに制限をかけた。
- ✓ 情報漏洩対策としては、機密性の高いデータは暗号化して保存し、送受信する必要があった場合には暗号化通信を利用した。また、作業担当者は不特定多数が出入りできないよう施錠できるオフィス内で作業させた。

- ✓ 作業担当者に対しては情報セキュリティ教育を実施した。加えて、本事業実施期間中の情報セキュリティについての情報はIPA及びNISCがインターネット上で公開する情報を収集し補った。

3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製しない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

- ✓ 省エネルギー課内に電子計算機等を持ち込んでの作業はなかった。

4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体)について、担当職員の許可なく当省外で複製してない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

- ✓ 貸与された紙媒体、電子媒体の複製を行わなかった。

5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)を速やかに担当職員に返却又は廃棄若しくは消去する。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

- ✓ 上記事項を遵守した。

6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用しない。なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

- ✓ 業務上の内容を他に漏らす又は他の目的に利用しなかった。

7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

✓ 本事業実施期間中、上記に該当する事案は発生しなかった。

8) 受託者は、経済産業省情報セキュリティ管理規程(平成18・03・22シ第1号)、経済産業省情報セキュリティ対策基準(平成18・03・24シ第1号)及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(令和3年度版)」(以下「規程等」と総称する。)を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

✓ 上記規定を遵守した。

9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

✓ 本年度事業では監査及び指摘はなかった。

10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

✓ 本事業に従事する者を限定し、上記に関する情報を提示した。

11) 受託者は、本業務を再委託(業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。)する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記1)から10)まで及び12)から18)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

✓ 本事業を再委託しなかった。

12) 受託者は、外部公開ウェブサイト(以下「ウェブサイト」という。)を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身(再委託先を含む。)が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

- ✓ 上記指示に基づき、脆弱性がないことを確認した。

13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局(証明書発行機関)により発行された電子証明書をを用いること。

- ✓ 利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とせずに、その正当性を検証できる認証局(証明書発行機関)により発行された電子証明書をを用いてTLS(SSL)暗号化を実施した。

14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」(以下「作り方」という。)に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等(ウェブアプリケーション診断)を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

- ✓ 上記指示に基づき、チェックリストを作成し、提出した。

15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. go. jp」を使用すること。

- ✓ energystar. go. jp ドメインを更新した。
- ✓ energystar. go. jp ドメインのSSL証明書を更新した。
- ✓ 旧ドメイン (energystar. jp) については引き続き管理を行った。

16) 受託者は、情報システム(ウェブサイトを含む。以下同じ。)の設計、構築、運用、保守、廃棄等(電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア(以下「機器等」という。))の調達を含む場合には、その製造工程を含む。)を行う場合には、以下を実施すること。

- ① 各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。
- ② 情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。
- ③ 不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。
- ④ 情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。
- ⑤ サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。
- ⑥ 電子メール送受信機能を含む場合には、SPF(SenderPolicyFramework)等のなりすましの防止策を講ずるとともにSMTPによるサーバ間通信のTLS(SSL)化やS/MIME等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

✓ 上記事項を遵守した。

- 17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、約款による外部サービスやソーシャルメディアサービスを利用する場合には、それらサービスで要機密情報を扱わないことや不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

✓ 上記事項を遵守した。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ(アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。)の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

- ① 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。
 - (a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。
 - (b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。
 - (c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTMLソースを表示させるなどして確認すること。
- ② 提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。
- ③ 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。
- ④ 電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤(GPKI)の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。
- ⑤ 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- ⑥ 当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み

込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があつて当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらが無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

- ✓ 上記事項を遵守した。

